

保有地の復原から考究する歴史時代における 散居村落・小村落の成立と構造

— 胆沢扇状地の事例・(1)—

岡 村 光 展

はしがき

- I 近世初頭における基本的な居住形態と保有耕地
- II 散居地域における中規模「在家」の屋敷および耕地の保有形態
- III 中世および近世に成立した本・分家関係とその空間的範囲
- IV 結び

キーワード：散居集落，近世初頭，土地保有形態，「字」(コンパクトな農業生産空間)，同族的紐帯の欠如，在家

はしがき

筆者は先に^{1,2}、胆沢扇状地の散居集落に関して、旧若柳村を事例に、寛永18年(1641)検地帳名請人の屋敷名の現地比定を行い、近世初頭には散居集落が展開しており、今日の景観の原型が当時すでに生まれていたこと、そして平野部に展開していた散居集落に関して、家系を復原しえた限りでは、一部に近世に小さな同族集団を形成していた事例もあるものの、全体的には同族的紐帯が欠如している点などを指摘しておいた。同族的紐帯については散居成立時から欠如していたと考えられるので、東日本における近世の集居村落が一般にいくつかの同族集団から構成されていたのとは対照的である。これこそ、少なくとも東日本の散居集落の本質を示すものではなかろうか。

しかし筆者は、この研究を通して、何故に散居集落において同族的紐帯が欠如するのか、集居村落と対比して、村落成立のメカニズムはどのように相違するのか、などの諸点を明らかにすることはできなかった。それは、近世初頭において散居農家の保

有耕地を正確に復原して、屋敷や用水路との位置関係等を、把握するには至らなかったためである。この点に関しては、他地域における散居集落や小村落についても、農家の所有耕地の復原^{3,4)}がいくつか試みられているが、それは、現在もしくは比較的新しい時代の所有耕地の復原にとどまっており、中世後期～近世初頭のような古い時期の保有耕地の復原に関しては、居住様式の如何を問わず、行われていない。これは、従来の村落研究が、形態論を超えた機能論的手法とは言いながらも、主たる研究対象を、現在または現在に近い村落に置き、研究手法自体が遡及的手法を採っていないこととも関連している。土地制度史上に例を求めても、平安時代前期における租税徴集方法の名田方式の転換、中間もしくは辺境地帯における在家の成立、太閤検地実施による重層的諸関係の払拭、明治期の地券発行による農民の土地所有権の確立など、当然、集落の社会構造を変化させる契機は、長い歴史の間に、いくつか存在していたはずである。

したがって、現在の村落構造の分析に終始しては、到底過去の村落共同体や村落構造の態様を、明らかにしえないと、筆者は考えている。近世初頭における屋敷位置、用水路、農民の土地保有形態などを、なるべく正確に復原するとともに、筆者がすでに幾

度か試みた⁵⁾ように家系を辿っての古い同族関係の復原などの手法を併用することにより、近世初頭における村落共同体の態様にアプローチすることが可能になる。そして、近世初頭における村落構造を正確に把握することができれば、遡って一つ前の時代、すなわち中世の村落の輪郭も捉えられよう。中世から近世への時代の変革があっても、農業技術上の根本的進歩がない限り、耕地形態まで変化するわけではない。村落構造自体の変化も、古い時代ほど緩やかなスピードでしか生起しなかったと考えられる。とくに、惣村の成立をみなかった中間もしくは辺境地帯においては、近世初頭における村落構造は、中世のそれと考えてもよい。

歴史学においても村落史に関して多くの研究成果がみられるが、その手法が史料分析に終始する傾向が強く、村落構造の解明に遡及的方法を採っていない。また、村落共同体の態様に関して、学説上の定見は得られていない⁶⁾ように思われる。それは、その時代に限った史料に依拠しているため、前後の時代との関係、つまり、その村落が如何に生まれ、次の時代にどのように変容していったかという点に関しては、ほとんど触れられていないからである。かかる状況では、それが果して当時の村落の実態であったのか、という疑問を抱かざるをえない。

中間もしくは辺境地帯において村落の成立や発達の解明上、大きな手掛りとなる「在家」に関する従来の優れた解釈⁷⁾にしても、果してそれが実態であったのか、という疑問を、筆者は常に抱いている。「田在家」の成立をめぐる解釈にしても、筆者は、少なくとも散居や小村落の居住形態を採っていた場合には、永続的な水田請作権は居住当初から確立しており、これが近世の耕地・屋敷地の保有権に至ったものと考えている。

さて、保有耕地の復原に際しては、その当時（本研究では近世初頭）の精密な一筆耕地絵図を入取するのが最良であるが、これは不可能に近い。そこで、残存するなるべく古くて精密な耕地絵図に関して、その記載内容が、作成年時から、どの時期まで遡りうるのかを吟味することになる。集落地理学に大きな功績を残した Niemeier⁸⁾ や Krenzlin⁹⁾ のように徹底した19世紀の地籍圏の分析も、そこからさらに遡っての古い耕地の保有区画の復原や、ひいては、成立当時の村落形態や村落構造を類推することになった。

ここで筆者は、先に主たる研究事例として取り上げた旧若柳村に関して、その後、断簡ながらも明治

初頭期（明治7～9年頃の作成と推定される）の「字限り絵図」¹⁰⁾を閲覧する機会を得た。この絵図は、用排水路や小道に囲まれた細長い1字につき1枚ずつ作成されており、道路、用排水路、宅地、田、畑、茶畑、荒地等が記されている。耕地は、大畦畔で囲まれた区画ごとに、地目、地積、等級、小畦畔区画の筆数、それに所有者名も記されている。後述の手順に従って、筆者はこれの分析を通して、寛永18年検地帳名請人の保有耕地の復原に努めた。

以下、第I章においては、まず、寛永18年検地帳作成時の居住様式について検討した。第II章においては、3町以上の規模の寛永名請人について、その屋敷地や耕地の復原に努めた。さらに第三章においては、中世および近世における本・分家関係の空間的範囲と、その際の「字」の意義についても考察を加えた。いずれにおいても、先学の研究から、中世の在家が、近世には屋敷名に転化した¹¹⁾ことを手掛かりに、中世の在家の性格を探り、散居集落の成立過程について、考察を進めた。

なお、資料の分析方法について一言しておきたい。従来、中・近世における農民の保有耕地の復原がほとんど行われていなかったのは、史料（検地帳等）に記載されている耕地の面積と、比較的実態を反映している近代の資料に記載された面積との間に、どの程度の差¹²⁾が存在しているかが把握できなかったためである。この点に関して筆者は、以下の手順に従って、寛永年間に作成された仙台藩の検地帳の面積を、明治初頭の字限り絵図と直接対照としての、保有耕地の復原が可能であることを知った。

旧若柳村に関しては、寛永18年（1641）検地帳¹³⁾の他に、新田検地帳¹⁴⁾も残されており、慶安3年（1650）～文政13年（1830）迄の間の、14回に及ぶ新田開発の状況が把握できる。この中で、比較的規模が大きいのは、承応3年（1654）、明暦3年（1657）、万治元年（1658）、寛文10年（1670）の4度で、新田開発が近世前半において活発であったことを示している。

次に、上記14回に及ぶ新田の検地面積の合計は、191町8反9畝15歩であり、そのうち、田・畑の割合は、およそ相半ばである。本田畑に比して、新田では畑の割合がかなり高い。この新田検地の総面積に、寛永18年若柳村検地帳による面積320町9反5畝29歩を加えたもの、すなわち、512町8反5畝14歩が、幕末の文政13年における若柳村の検地帳上の面積になる。

さらに筆者は、以下の方法によって、明治初頭に

おける若柳村の字限り絵図に基づく、各字の面積を算出することができた。すなわち、絵図には断簡があり、絵図だけでは若柳村の全容は把握できない。ところが、これより少し作成年代が下がった明治13年(1880)の岩手県資料¹⁵⁾には、各字の面積がすべて記されており、その数値は、絵図の各字の面積を、単純に1.1025倍したものであることが判明した。したがって、岩手県資料に記されている各字の面積を、1.1025で除すことにより、たとえ欠落部分があっても、絵図に基づく旧若柳村の各字の面積は算出できる。

こうして筆者は、絵図に基づく旧若柳村の総面積を、579町3反8畝5歩と算出することができた。これから荒地を除くと、田・畑・宅地の合計は、

562町9反5畝25歩になる。上述の幕末における検地帳上の面積との差は、わずか50町1反11歩、9.8%に過ぎない。明治初頭の絵図に記された田・畑・宅地や、それを集計した字ごとの面積が、実測に基づくものであれば、近世初頭の寛永18年検地帳や、その後の新田検地帳に記されている地積も、きわめて正確なものであったことがわかる。筆者は、両者の差がわずか9.8%であることを前提として、寛永検地帳名請人の保有地(田・畑・屋敷)と、明治の絵図から名寄せした各農家の所有地とを直接対比して、寛永18年名請人の保有耕地・屋敷地を復原する手法の、有用性を見出した(第1～第4表)。

第1表 寛永18年(1641)検地帳による若柳村の地目別地積

(単位は、町・反・畝・歩)

田	畑(茶畑を含む)・屋敷	耕地・屋敷計
193・3・2・14	127・6・3・15	320・9・5・29

第2表 若柳村における近世新田検地帳の地積と貫文高

(地積の単位は、町・反・畝・歩。貫文高は貫・文、1貫=1000文)

開発年	田		畑・屋敷		合計	
	地積	貫文高	地積	貫文高	地積	貫文高
慶安3年(1650)	・3・2・16	・327	・7・05	・014	・3・9・21	・341
承応3年(1654)	10・5・5・27	11・574	28・3・2・06	5・538	38・8・8・03	17・112
明暦3年(1657)	8・2・9・25	8・974	7・5・7・22	1・477	15・8・7・07	10・451
万治元年(1658)	25・7・4・05	27・745	10・6・5・04	1・893	36・3・9・09	29・638
万治2年(1659)	1・3・1・17	1・306	1・5・2・24	・274	2・8・4・11	1・580
寛文5年(1665)	27・6・7・25	30・706	17・7・1・12	3・455	45・4・2・07	34・161
寛文10年(1670)	15・5・8・21	15・748	16・0・7・28	2・814	31・6・6・19	18・562
寛文13年(1673)	2・8・9・23	2・545	6・7・0・09	1・111	9・6・0・02	3・656
延宝3年(1675)	・1・4・13	・147	3・0・7・29	・493	3・2・2・12	・640
貞享5年(1688)	・1・0・28	・121	・5・15	・011	・1・6・13	・132
元禄9年(1696)	・6・9・23	・649	2・0・7・06	・264	2・7・6・29	・913
文政10年(1827)	・1・7・04	・143	・・・0	・0	・1・7・04	・143
文政11年(1828)	・9・9・18	・795	3・2・4・04	・328	4・2・3・22	1・123
文政13年(1830)	・5・03	・041	・11・9・23	・20	・2・4・26	・061
新田開発合計	94・5・7・08	100・821	97・3・2・07	17・692	191・8・9・15	118・513

第3表 幕末の若柳村における検地帳上の田および畑・屋敷の面積

(単位は、町・反・畝・歩)

田	畑・屋敷	合計
287・8・9・22	224・9・5・22	512・8・5・14

第4表 明治初頭における若柳村の推算地積（明治13年における岩手県資料の地積を1.1025で除した。）

(単位は、町・反・畝・歩)

田	畑	宅地	荒地	合計
364・9・2・12	156・0・4・09	41・9・9・04	16・4・2・10	579・3・8・05

I 近世初頭における基本的な居住形態と保有耕地

本章では、寛永18年検地帳において名請人の右肩に付されている屋敷名と、明治初頭の字限り絵図との対比から、近世初頭における居住形態の復元的考察を試みた。

明治13年（1880）の岩手県資料によれば、同時期における旧若柳村には、125の「字」が存在していたことがわかる。一つの字は、おおむね3～7町（3～7ha）と、字としては狭小で、いずれの字も用排水系や小道に囲まれており、東西方向に細長い形を呈している。絵図には断簡も有り、接合して用水路網を復原することは不可能であるが、肌沢川にほど近い村内の田中地区について、接合を試み、水路網を復原しておいた（第1図）。これからも、茂井羅堰や三堰から枝分れした用水路網が村内平野部全域に展開していた往時の景観が想起される。筆者は先に¹⁾、旧若柳村に関して、近世を通して耕地景観にはほとんど変化が無かったことを指摘している。したがって、絵図から復原される明治初頭期における網状の用水路や耕地景観は、近世初頭期の景観そのもの、ひいては、中世後期の景観でもあった。

そこで筆者は、寛永名請人の屋敷を可能な限り現地比定することによって、これを字ごとに整理した（第5表）。まず、少数の事例を除けば、字名と、寛永名請人の屋敷名とは異なっていることがわかる。屋敷名は、中世においてそこに居住していた在家の名称が、近世に屋敷地の名称に転化したものである。これに対して字名は、明治7～9年頃と推定される字限り絵図作成時における字境界画定期に付せられた名称であり、中・近世において実際にこのような名称が使用されていたか否かさえも不明である。しかし、大半の事例について、屋敷名とは異なる名称が字名に採用されていることから、中・近世においてもかかる小区画に対しての、通称として使用されていたと考えられよう。

次に、第5表のごとく、一つの字に居を構えた寛

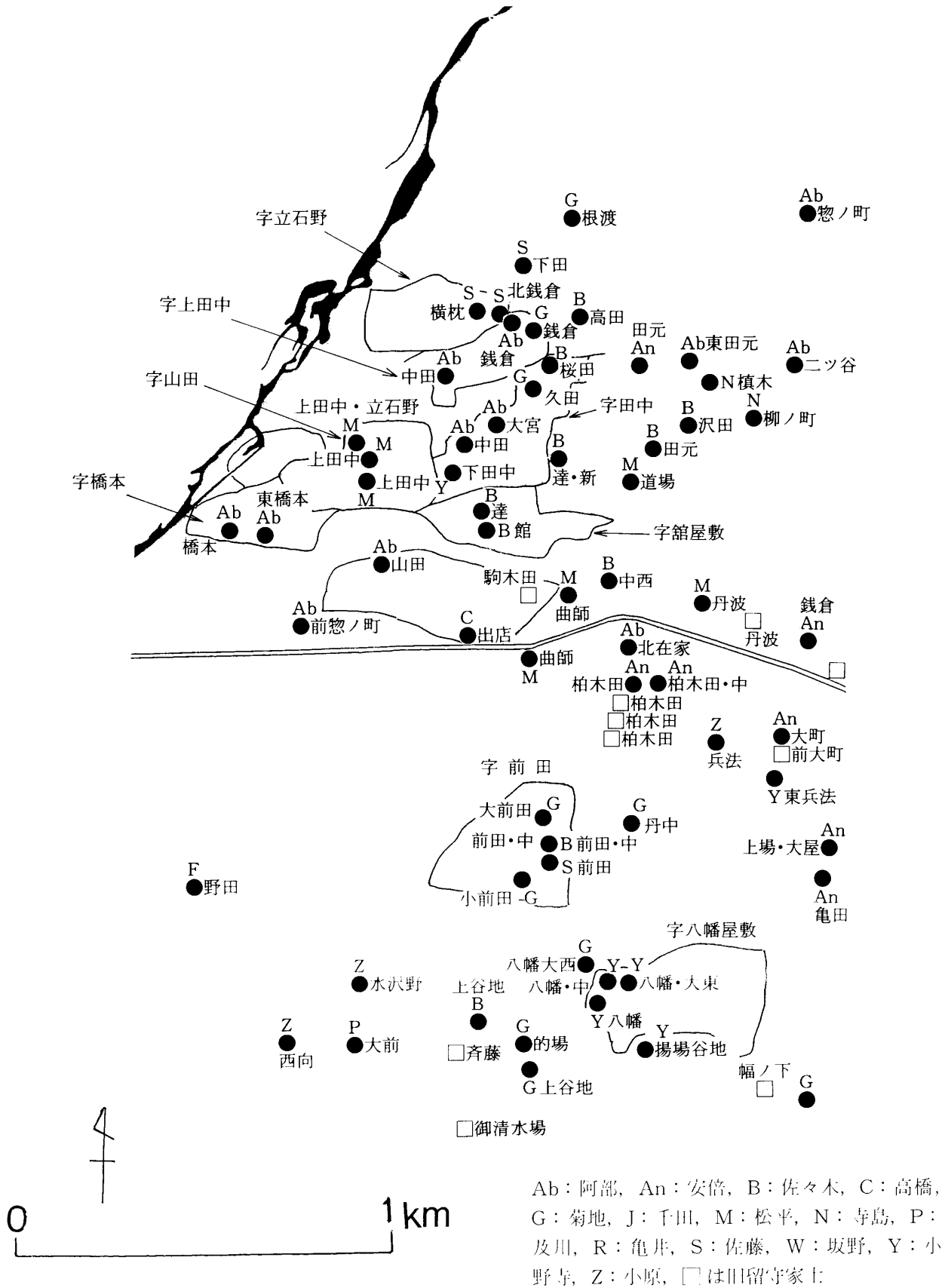
永名請人の数に関して、1～2人の字が大半を占めている。すなわち、名称の存否は別としても、網状の用排水系や小道に囲まれた多数の小生産空間の存在と、その中に居を構えて屋敷地周辺の農地の耕作に励んでいた名請人の姿こそ、中世後期～近世初頭における散居集落の景観であった。かかる名請人の中には、2町（2ha）以上の保有地を有するものが39人、そのうち19人は3町以上であり、比較的規模の大きいものの存在が目立つ。この点に関しては、次章において詳述したい。

そこで本章においては以下、第5表にしたがって、1字に1名請人が居を構えたタイプ（Iタイプ）と、複数の名請人が居住したタイプ（IIタイプ）に分けて、各々のタイプの保有耕地の復原を試みた。とくに、後者については、名請人（中世の在家）間における保有耕地の錯圃関係の有無に関して考察を進めた。

一つの^{あさ}字（用水系や小道に囲まれた小区画）に1寛永期名請人が存在していたケース（Iタイプ）

まず、一つの字に1名請人が存在したケース（Iタイプ）のうち、明治初頭期に存在した家も1軒（I-1タイプ）に関しての、寛永期名請人の保有地の復原に努めた。それらのうちで、家系を寛永期まで遡及できるのは、高田屋敷新百姓又作（明治期の高田屋敷佐々木権七家）である。田・畑屋敷のいずれも、寛永期と明治期で面積がほぼ一致しており、したがってこれは、近世初頭もしくは中世後期の農家（在家）の保有耕地が、完全に復原しうる事例である。それによれば、田は、屋敷の東と南に集中している。また、田の94%は、屋敷と同じ字に有る。これに対して、畑は、屋敷に隣接する若干を除いては、他字に分散する傾向にある。このように、畑が水田よりも屋敷から離れて分散的な傾向にあるのは、他の名請人に関しても同様である。新百姓であるか否かを問わず、寛永の名請人（中世の在家に当たる）の経営の主体が、水田に置かれていたことを示している。

次に、寛永期と明治期とでは、地積に多少の差が



第1図 明治初頭の若柳村中央部における「字」界と、屋敷および屋敷名

第5表 多くの「字」に分散的居住をしていた寛永18年(1641)名請人と、その保有地地積
(その屋敷地の場所が比定できる名請人のみ。)

1字に複数の名請人が居住していたタイプ

字名	屋敷地名	名請人	町・反・畝・歩
野山田	野山田屋敷	与右エ門	3・2・7・04
	末代(松田)屋敷	(新)助五郎	1・9・6・29
大歩	瀧ノ上屋敷	孫惣	7・3・26
	大歩屋敷	平八	1・9・4・12
上堰袋	上関袋屋敷	弥一郎	2・4・6・00
	関袋屋敷	外記	2・0・7・16
	雪馬屋敷	(新)勘三郎	2・2・3・15
橋本	橋本屋敷	豊前	2・1・0・04
	東橋本屋敷	(新)彦作	8・1・00
立石野	北銭倉屋敷	与市郎	9・7・11
	横枕屋敷	(新)彦三郎	1・1・0・14
田中	大宮屋敷	佐左エ門	2・4・0・05
	久田屋敷	三右エ門	5・2・1・25
曲師	中西屋敷	佐藤太郎	1・2・2・21
	曲師屋敷	藤右エ門	4・2・7・06
柏木田	前北野在家屋敷	縫殿	3・6・1・28
	兵法屋敷	三次郎	2・3・5・13
前田	前田屋敷	次郎右エ門	2・7・9・02
	北前田屋敷	休佐	2・6・7・29
御伊勢堂	東兵法屋敷	多左エ門	7・2・00
	揚場屋敷	重次郎	1・8・5・00
	田子屋敷	源左エ門	3・1・4・05
澤田	澤田屋敷	(新)休次	1・2・7・11
	柳ノ町屋敷	(新)又一郎	8・8・10
前川端	槇木屋敷	作右エ門	2・0・9・11
	田元屋敷	弥左エ門	2・5・9・20
	道場屋敷	三三郎	1・1・3・26
田子屋	前惣の町屋敷	隼人	2・2・5・09
眞田木	筑後屋敷	兵庫	4・1・3・17
	東田元屋敷	平左エ門	1・8・4・11
三反町	二ツ屋敷	与右エ門	3・2・9・29
	中田中屋敷	(新)小十郎	8・4・04
	上酒丸屋敷	与左エ門	1・9・5・25
袖ノ町	下酒丸屋敷	(新)助九郎	1・8・2・26
	上葉買木屋敷	嘉兵エ	2・5・1・17
御駒堂下	只屋敷	(新)内臓助	8・2・22
	角屋敷	主計	9・1・04
	角屋敷	弥蔵	4・3・18
津倉田	上野町屋敷	四郎左エ門	4・1・8・18
	下葉買木屋敷	加賀	1・9・2・28
	福田屋敷	(新)善右エ門	1・5・1・01
西田	西田屋敷	(新)采女	1・3・3・04
	関屋敷	(新)休兵エ	2・0・6・24
松原	柿ノ木屋敷	三右エ門	1・4・8・05
	荒町屋敷	平左エ門	1・4・7・02
	松原屋敷肝煎	孫三郎	4・0・7・11
	上松原屋敷肝煎	太郎兵エ	4・8・1・29
要害	小倉田屋敷	長次郎	5・0・3・23
	野田屋敷	(新)平十郎	1・0・7・09
	野田屋敷	(新)甚吉	5・9・02
迎田	迎田屋敷	采女	5・8・6・12
	下要害屋敷	(新)弥惣	1・8・8・29

1字に1名請人が居住していたタイプ

字名	屋敷地名	名請人	町・反・畝・歩
北野山田	柳田屋敷	藤左エ門	1・0・8・03
金入道	金入道屋敷	讃岐	3・3・4・18
下堰袋	下関袋屋敷	三右エ門	1・8・5・14
堰合	関合屋敷	(新)源太郎	1・1・3・06
北水沢野	水沢野屋敷	平左エ門	1・5・6・25
明神下	山田屋敷	彦左エ門	5・2・8・03
山田	上田中屋敷	孫惣	2・1・6・14
上田中	銭倉屋敷	外記	2・8・5・15
館屋敷	館屋敷	惣右エ門	4・8・6・20
八幡屋敷	八幡屋敷	将監	4・0・8・20
大町	大立目屋敷	久左エ門	4・5・4・20
北荒谷	田尻屋敷	(新)助吉郎	2・4・4・24
高田	高田屋敷	(新)又作	2・0・6・02
横枕	根渡屋敷	佐藤次郎	1・2・5・22
化粧野	僧ノ町屋敷	兵庫	4・1・3・17
竹ノ内	竹ノ内屋敷	三郎右エ門	2・7・8・19
柳林	柳橋屋敷	助兵エ	2・7・3・02
相馬檀	相馬檀屋敷	四郎右エ門	6・9・02
一本松	前屋敷	(新)市右エ門	1・6・7・14
小倉田	栗の木屋敷	(新)惣四郎	2・9・5・12
甘草谷地	甘草屋敷	(新)与蔵	5・0・27
中野	野町屋敷	孫左エ門	3・3・8・27

名請人の存在しない字

南水沢野, 御清水場, 出店, 上谷地, 的場, 二枚橋, 揚場谷地, 舟中, 荒谷, 箸塚, 大立目, 前谷地, 古道下, 芦の髓, 幅屋敷, 鍛冶屋敷

(新)は新百姓。

みられ、家系も変換しているが、化粧野の僧ノ町屋敷兵庫（明治期には惣之町屋敷阿部丈左エ門家が居住）を取り上げたい（第2図）。阿部丈左エ門の所有耕地のうち、屋敷と同じ字（化粧野）にある水田は3町9反6畝2歩で、これが寛永期における兵庫の保有した田の3町4反14歩に当たると考えられる。兵庫が字内に保有していた耕地は、字面積の59%を占めるほどの大きさで、屋敷地周辺にこれほどの保有耕地を有した名請人は、稀である。用水路に囲まれた字の中央に居を構えていた大農の在家の姿が復原される（第2図）。

このようなIタイプ（1字に1名請人）の居住様式の中でも、明治期には複数の農家が存在していた場合もある（I-2タイプ）。この場合、家系の持続・変換の如何にかかわらず、寛永期名請人の保有耕地が分割されつつも継承されているために、元の寛永期の状態が復原可能なものもある。とくに、寛永期の名請人の保有貫高が美事に折半されているものも、いくつかある。これらの耕地・屋敷地の復原からは、在家の実体解明のうえで、重要な示唆も与えられるので、第II章において評述したい。

一つの字に複数の寛永期名請人が存在していたケース（IIタイプ）

田若柳村においても、寿安堰以東の平野部では、一つの字に複数の寛永期名請人が存在していたケースもある（IIタイプ）。その保有耕地を復原して錯圃関係の有無を探り、さらには、同族的紐帯の存否についても、考察を加えたい。このタイプに属するのは、大歩、橋本、立石野、田中、柏木田、曲師、前田、御伊勢堂、澤田、前川端、田子屋、真田木、三反町、袖ノ町、津倉田、西田、松原、相馬檀、要津、迎田の各字である。これらのうち家系が寛永期まで遡及できるのは、字大歩と字前田についてである。前田には、寛永期に2人の名請人が存在し、明治期においては5軒の農家が居を構えていた。明治の5軒の農家のうち、大前田屋敷菊池菊三郎家は、寛永期の前田屋敷次郎右エ門の家系に、小前田屋敷菊池栄之丞家は、寛永期のこまいた屋敷勘四郎の家系に、それぞれ当たる。このことから、古い同族関係にあると考えられる2名請人の保有耕地の復原を試みた（第3図）。

まず、明治期の大前田屋敷菊池菊三郎が所有していた水田のうち、屋敷地周辺のもの、屋敷と同じ字（前田）から隣の字の舞田東に続いているが、1町9反9畝8歩もある。寛永期の次郎右エ門の保有

田1町9反1畝3歩にほぼ一致しており、これが次郎右エ門の保有した水田とみなしてもよい。さらに、畑・屋敷の地積も、寛永期と明治期とでは、6反9畝12歩と8反7畝9歩と、おおきな差違もみられない。

次に、次郎右エ門の家系からの、寛永期以前における古い分家と考えられる勘四郎について、保有耕地の復原を試みた。寛永期におけるこまいた屋敷勘四郎の保有した田1町3反7畝1歩は、明治期の小前田屋敷菊池栄之丞の所有田の1町3反9畝18歩に、ほぼ一致している。田の57%は屋敷と同じ字（前田）に有り、隣の字の舞田東に有るものと合わせて、勘四郎が保有した田の大部分が、屋敷の周辺もしくは、屋敷から比較的近い場所に、存在していたことがわかる。勘四郎の屋敷位置は、本家の次郎右エ門とは同じ字内であっても、少し離れた場所を選好しており、両者の間に、保有田の錯圃もみられない。また、両者は屋敷名を異にしている。したがって、両者もともと古い同族的関係にあるにもかかわらず、別個の在家であったと考えられる。さらに、両者の屋敷位置が示すように、その同族的紐帯も微弱であったと考えられる。

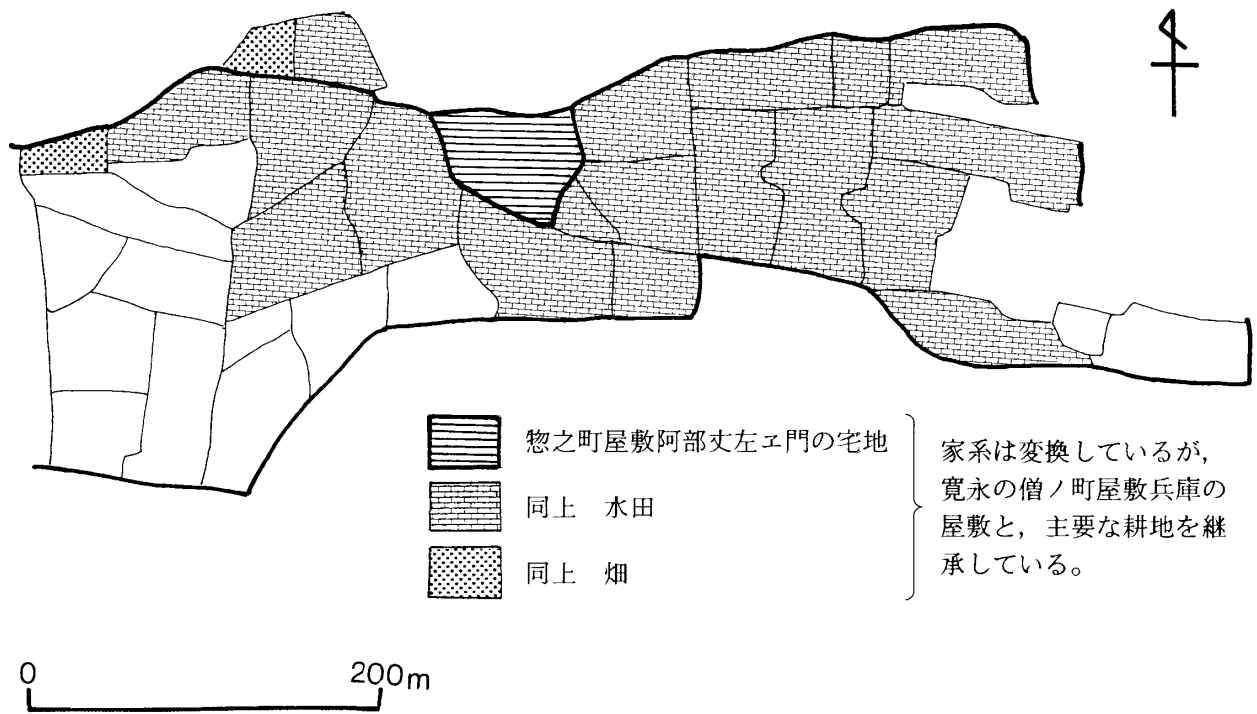
同じ事例は、胆沢川左岸の、字大歩の瀧ノ上屋敷新百姓孫惣（明治の阿部繁蔵家の家系）と、大歩屋敷平八（同阿部弥次右エ門家の家系）とについても認められる。前者は後者からの古い分家であるが、2軒の屋敷および所有耕地は離れている。経営体としては別個であり、屋敷名を異にするように、別個の在家でもあった。

家系が連れるのは上記2例のみであるが、IIタイプに属するものの大半が屋敷名を異にしているように、たとえ中世における同族関係（本・分家関係）が存在していたとしても、別個の在家であったことを示している。

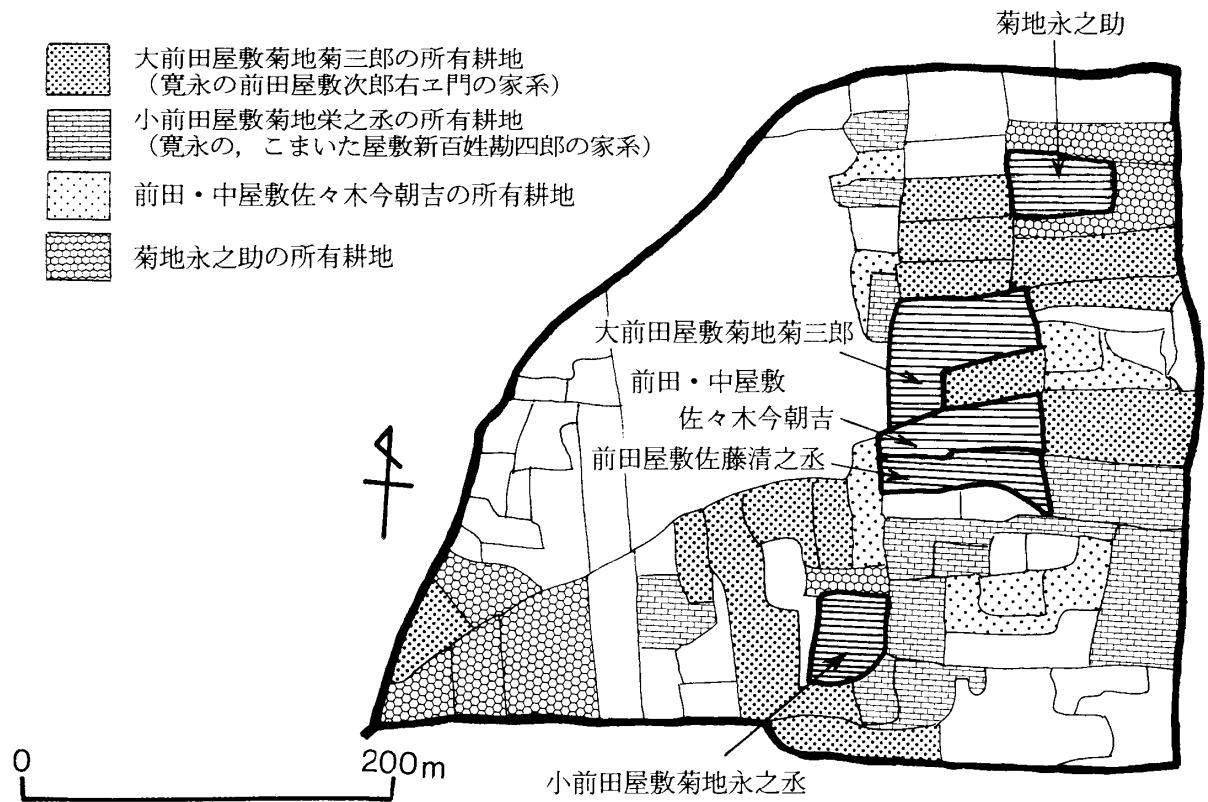
II 散居地域における中規模「在家」の屋敷および耕地の保有形態

用水系や小道に囲まれた小生産空間に、1～2の在家（寛永期の名請人に相当）が居を構えることが、散居集落成立時の姿であるとすれば、3町（3ha）を超えるような規模の寛永名請人の土地保有形態や、その農業経営には独特のものがあつたはずである。

聞き取り調査によれば、農作業が近代化される以前の畜力耕（馬による耕起・代掻き）の時代において、当地域の平均的家族構成による標準的耕作規模



第2図 明治初頭における字「化粧野」における土地所有の状態
 1字に1寛永名請人が存在したケースの保有耕地の複原



第3図 明治初頭における字「前田」における土地所有の状態
 1字に複数の寛永名請人が存在したケースの保有耕地の複原

は、1.5～1.6町（1.5～1.6ha）程度であった。したがって、犁さえも使用されなかった中・近世¹⁶⁾にあっては、これの2倍の3町以上の経営はかなり大きく、標準的家族構成ならば、手作り不可能であったからである。これらの実態はどのようなものであったのだろうか。本章においても、寛永名請人の保有耕地や屋敷地の復原を通して、可能な限りかかる中規模の在家の実態にまで考察を加えた。

野山田以東の平野部において、その屋敷位置が比定しうる名請人のうち、3町以上の耕地・屋敷地を保有していたのは15人である。この中には、山田屋敷肝煎彦左エ門の5町2反、館屋敷惣右エ門の4町8反、八幡屋敷将監の4町、大立目屋敷久左エ門の4町5反、先述の僧ノ町（惣之町）屋敷兵庫の4町1反など、4町を超える名請人さえあった。

さて、筆者は、3町以上の名請人に関しては、明治期において寛永期と同じく屋敷名を有する農家がただ1軒であった場合（A類型）と、明治期には寛永期と同じ屋敷名を有する複数の農家が存在していた場合（B類型）とに分けて、分析を進めることにした。

A類型：3町以上の寛永名請人のうち、家系の持続・変換にかかわらず、その保有地が明治期の1軒の農家に継承されている場合で、字明神下の山田屋敷彦左エ門、字化粧野の僧ノ町屋敷兵庫、字真田木の二ツ屋敷与右エ門の、3例である。これら3者の明治期における土地所有形態からは、屋敷に近い字内の水田は、可能な限り手作りしつつ、それ以外の遠くの水田は小作に出していたものと推定される。第二次大戦後の農地改革にともない、手作り可能面積を超える土地所有形態は消滅したが、それ以前には、当地域でも、地主・小作関係は存在した。逆に、名子や被官を抱えての直接経営ではなかった。当然、近世または中世においても、このような経営が行われていたものと考えられる。すなわち、中世においては、在家による「散り懸り」形態である。A類型のように、1在家が1経営体（1農家）から成っていた場合には、手作り不可能な耕地に関しては、「散り掛り」状態が存在し、在家がその保有地すべてに対しての直接耕作者ばかりではなかったと考えられる。これを裏付けるように、兵庫と彦左エ門に関して屋敷地面積の変化をみれば、寛永期のそれぞれ1.6反、1.9反から、明治期には4反以上にとむしろ増加している。このことから、寛永期においては、なおさら名子や被官を抱えての直接経営でなかったことを示している。

B類型：3町以上の規模の寛永1名請人の耕地・屋敷地が家系の持続・変換にかかわらず、それと同じ屋敷名を冠する明治期の複数の農家によって、折半形態を含めて継承されているケースである。これに該当するものとして、字金入道の金入道屋敷讃岐（明治初頭期には同字に「金入道」の屋敷名を冠する3軒の阿部（安倍）家が居住していた）、字館屋敷の館屋敷惣右エ門（同館屋敷・佐々木家2軒）、字八幡屋敷の八幡屋敷将監（同八幡屋敷・小野寺家3軒）、字大町の大立目屋敷久左エ門（同大立目屋敷・高橋家2軒）、などがある。

これらのうち、寛永名請人の所有地積と、明治期における複数農家による所有地積の合計とがほとんど一致していることにより、寛永の状態を復原しうるのは、金入道屋敷讃岐、館屋敷惣右エ門、大立目屋敷久左エ門の三者である。讃岐の場合は完全に、後二者も、田・畑の比率に変化はあるものの、ほぼ復原しうる。そこで、まず、前二者の保有耕地・屋敷の復原を試みた。

讃岐の保有地は、楕円状の用排水系に囲まれた字金入道の中に、大半の田・畑が立地している。これが明治期には、2軒（3軒のうち1軒は新しい分家）の阿部（安倍）家により、所有貫文高の折半の形で継承されている。2軒には、幕末における貫文高にも差は無く、明治期における所有耕地の分布に関しても、屋敷からの遠近や分散度についても、ほとんど差違は認められない。南北方向への美事な折半形態であったことを示している。2軒の所有耕地を合わせた形で復原される讃岐の保有地も、屋敷地を中心に、一円的である（第4図）。

ところで注目されるのは、明治期における2軒の阿部（安倍）家の宅地面積が、9畝6歩、9畝8歩とほぼ等しく、しかもその合計の1反8畝14歩が、讃岐の屋敷地地積の1反9畝6歩にほぼ合致することである。すなわち、2軒の阿部（安倍）家の宅地そのものが、讃岐の屋敷地であったことがわかる。明治期における2軒の宅地は、東西方向に隣合っており、2軒全体としては、長方形の形状を呈している。

ところで、この際、讃岐の保有耕地の折半に合わせて、屋敷地までこのような等分割をしたとは考え難い。もともと、寛永検地時に2つの経営体（多分、いずれかが本家になるような2軒の農家）が存在し、讃岐はそれを代表するような性格、すなわち貞租納入者として名請登録されたものと、筆者は考えている。因みに、筆者の過去帳の分析によっても、元禄

頃に讃岐の家系とは別に、もう1本の家系が金入道の屋敷名で存在していた。

次に、折半の形ではないにせよ、字館屋敷の館屋敷惣右エ門の保有地も、明治期に館屋敷名を共有する2軒の佐々木家（家系が寛永まで遡及できるか否かは不明）によって継承されている。2軒の耕地は各々の屋敷地周辺に集中している。そして、2軒の宅地面積の合計2反6畝14歩も、寛永の惣右エ門の屋敷地地積の2反4畝21歩にほとんど一致している。2軒の宅地こそ、惣右エ門の屋敷地に他ならないことがわかる。金入道の事例同様に2軒は隣接してい

るが、その屋敷地の形状からも、2軒は別個の経営体（農家）であったことが知られるのは、金入道の2軒同様である。

明治期における複数の農家の所有耕地・宅地の地積の合計と、寛永名請人の保有耕地・屋敷の地積の合計とに、多少の差は有るものの、同様な手順を踏むことにより、寛永名請人の保有耕地・屋敷地の復原が可能なケースが他にも有る。

たとえば、明治期における字八幡屋敷には、本家筋の八幡屋敷小野寺利作家と、同じ屋敷名「八幡屋敷」を冠する2軒の小野寺家が有った。3軒の田の

第6表 1 寛永名請人の保有屋敷・耕地が複数の経営体から構成されていた事例に関しての、寛永18年（1641）と明治初頭における地積の比較。字「金入道」と字「八幡屋敷」。

字「金入道」

寛永18年（1641）の名請人

	田	畑 (屋敷含めず)	屋敷	合計
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
金入道屋敷・讃岐	1・5・2・04	1・6・3・08	1・9・06	3・3・4・18

※寛永の金入道屋敷・讃岐の貫文高は、下の明治の2軒の阿部家に折半の形で継承されている。

明治初頭における経営体（農家）

	田	畑 (宅地含めず)	宅地	合計
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
金入道屋敷・阿部萬蔵	8・7・09	9・5・02	9・08	1・9・1・20
金入道屋敷・阿部栄松	7・0・11	6・8・05	9・06	1・4・7・22

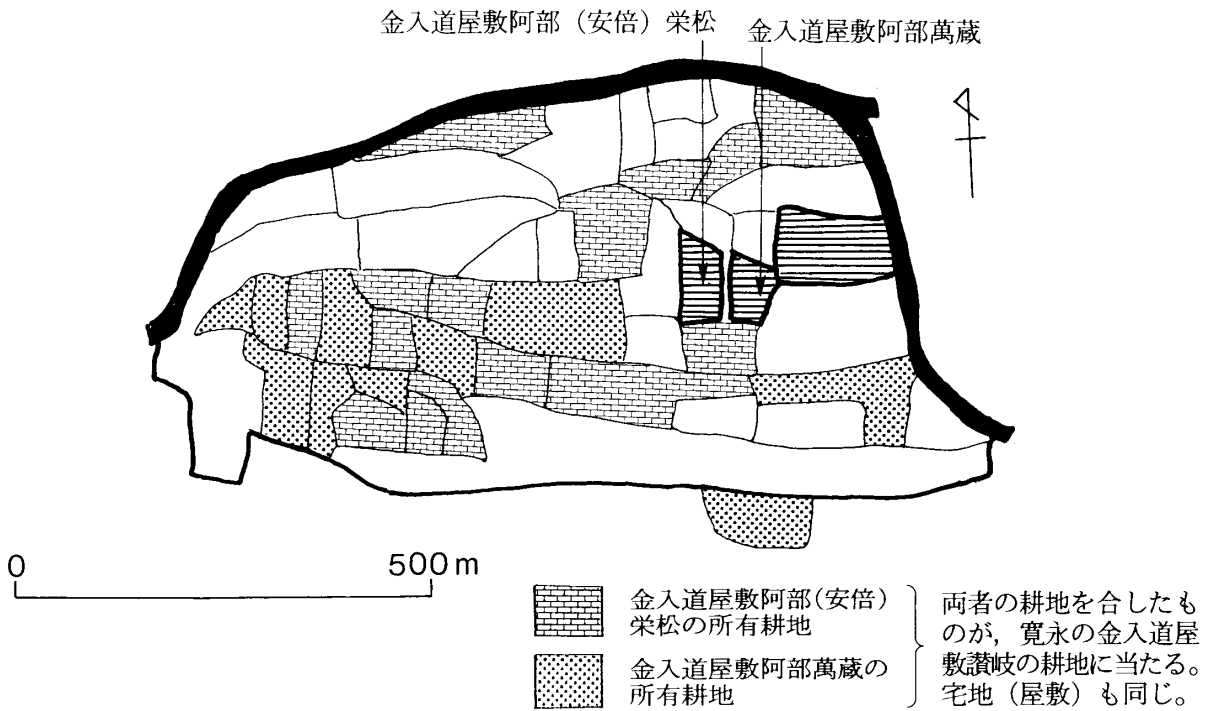
字「八幡屋敷」

寛永18年（1641）の名請人

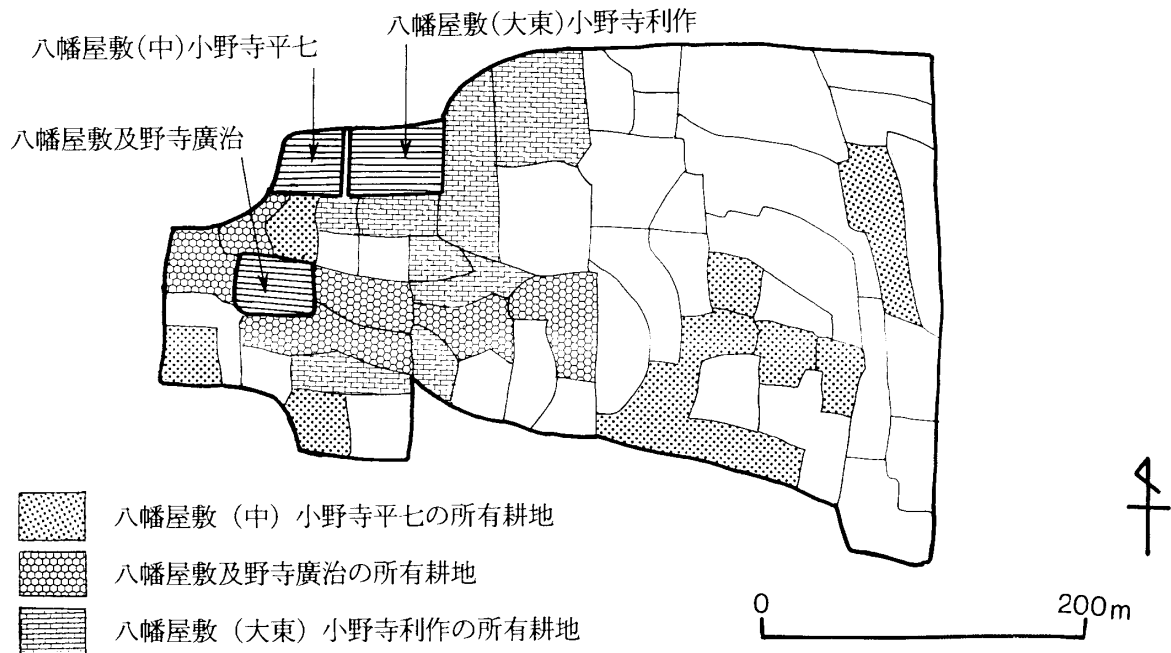
	田	畑 (屋敷含めず)	屋敷	合計
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
八幡屋敷・将監	3・1・6・24	4・9・26	4・2・00	4・0・8・20

明治初頭における経営体（農家）

	田	畑 (宅地含めず)	宅地	合計
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
八幡屋敷・小野寺平七	1・7・1・23	1・4・17	1・1・16	1・9・7・16
八幡屋敷・小野寺利作	1・3・6・00	3・9・09	1・7・16	1・9・2・25
八幡屋敷・及野寺廣治	1・0・8・05	2・8・12	8・03	1・4・4・20



第4図 明治初頭における字「金入道」における土地所有の状態
 1寛永名請人が、2つの経営体（農家）から構成されていたと考えられるケースの保有耕地の復原（保有耕地・屋敷地は折半されている状態）



3軒の小野寺（及野寺）家の宅地を合わせたものが、寛永の八幡屋敷将監の屋敷地に当たる。また、3軒の所有耕地の主要な部分（図に示した字内の所有耕地）が、将監の保有耕地に当たる。

第5図 明治初頭における字「八幡屋敷」における土地所有の状態
 1寛永名請人が、3つの経営体（農家）から構成されていたと考えられるケースの保有耕地の復原

合計は4町1反6畝28歩、畑の合計は8反2畝8歩と、寛永の将監のそれぞれ、3町1反6畝24歩、4反9畝26歩よりも、いくらか大きい。また、3軒の全所有地積(田・畑・宅地)の合計の5町3反5畝1歩も将監の名請地の4町1反6畝28歩を上回っている。しかし、明治期において3軒の小野寺家が所有していた田のうち、遠距離のものを除けば、ほとんど将監の保有田の地積に一致している。さらに、3軒の宅地面積の合計3反7畝5歩は、将監の名請けた屋敷地の4反2畝に近い。こうして、明治期に同じ屋敷名「八幡屋敷」を共有していた3軒の小野寺家の宅地こそ、将監の屋敷地と考えられる。筆者の過去帳の分析によっても、天和～元禄頃に、同じ八幡屋敷の屋敷名で、本家将監の家系以外に、1～2の別の家系の存在が認められ、実際に複数の経営体(農家)が存在していたことがわかる。将監は、そのような小同族集団を代表するもので、屋敷名「八幡屋敷」は、中世における「八幡在家」が屋敷名化したことに他ならない。分家の2軒の小野寺家の宅地位置は、本家の小野寺利作家に近接しているものの、その形状からは、本家からは独立していた別個の経営体であったことを示している(第5図)。

上記の諸例は、屋敷が相互に近接していた事例であるが、離れていながらも同一の在家に由来し、共通の屋敷名を冠しているケースも認められる。字前川端における寛永の田元屋敷与右エ門の保有貫高の2865文は、明治期における田元屋敷佐々木与市家に1433文、同じく田元屋敷阿部清助家に1432文と、ほぼ均等に継承されている。家系の持続・置換は不明であるが、明治期における2軒の宅地面積の合計2反19歩は、与右エ門が名請けた屋敷地の2反16歩に大そう近い。しかし、2軒は離れているので、間には別系統の^{まだき}榎木屋敷弥左エ門の屋敷地さえ介在していることが注目される。2軒が離れていても、同一の屋敷名を冠しているのは、もともとは2軒(2つの経営体)で1個の在家(田元在家)を成していたものが、近世には屋敷名化して継承されたためである。

以上、本章においては、3～4町を超える規模の寛永名請人の中には、一見、寛永検地以後の江戸時代における分家によって経営規模が縮小しているように見えても、寛永当時から本家筋から少し離れた場所に、同じ屋敷名を冠する別の経営体(農家)が存在していた場合のあることを指摘した。この場合の寛永名請人は、複数の経営体を代表するもので、中世にあつては、諸役負担の単位である在家に他な

らなかった。

家系を辿ることが不可能なために、上述の諸事例以外について論ずることは無理であるが、他にも3町以上の規模のいくつかの寛永名請人(在家)について、かかる複数の経営体(農家)から成立していた可能性がある。3町以上の名請地とは言っても、屋敷と同じ字内の田が、経営の主体をなっているものが多いからである。手作可能を超える部分については、実際には別の経営体が耕作していたのではなからうか。

III 中世および近世において成立した本・分家関係とその空間的範囲

本章では屋敷名を手掛かりに、本・分家関係が成立する際に、「字」が果たしてきた役割と、屋敷名そのものについても考察を加えた。

散居地域における本・分家関係と散居形態の持続性に関しては、従来からも地理学において報告¹⁷⁾がなされている。しかし、この点についても筆者は、各時代の社会経済史的諸条件把握の視点に立たない限り、正確な分析は不可能と考えている。生産活動の基盤である土地保有(所有)制度が異なっているものを、同列に並べることはできないからである。そこで筆者¹⁸⁾は、a 中世の在家役屋体制下における本・分家関係、b 近世において形成された本・分家関係、c 明治以降において形成された本・分家関係に分け、本稿ではaおよびbについて、分析を進めた。aはさらに別個に独立していた在家(寛永名請人)としての本・分家(a-1タイプ)と、1個の在家(1寛永名請人)として捉えられた本・分家関係(a-2タイプ)とに分けた。また、bについても2つに区分して考察を加えた。

a 中世の在家役屋体制下における本・分家関係

a-1タイプ、別個の独立していた寛永名請人(在家)の間で、本・分家関係が明瞭なのは、先述の字大歩の瀧ノ上屋敷新百姓孫惣と、同字の大歩屋敷平八との事例である。聞き取りによれば、前者は後者からの古い分家である。これ以外でも先述のごとく字前田の前田屋敷次郎右エ門と同字のこまいた屋敷新百姓勘四郎(第1図の下部)、字立石野の橋本屋敷豊前と同字の東橋本屋敷新百姓彦作(第1図左上部)の、2例などにおいてもみられる。

a-2タイプは、第II章でも取り上げた諸事例の3町以上の規模の寛永名請人(在家)を構成してい

る本・分家である。

いずれのタイプの事例においても、かかる古い分家は、同一の字内に限られていたことがわかる。a-1タイプは本家と分家の距離が有るものが多く、各々が経営体として、完全に独立していたために、別個の在家として捉えられたものと考えられる。一方、a-2タイプは、分家は独立した経営体であり、耕地の錯圃関係もみられないものの、分家の屋敷は本家に近接しており、用排水等の生産諸関係において、本・分家間でのいわば「ゆるやかな経営体連合」を構成していた。そのため全体が1在家（1寛永名請人）と把握されたと考えられよう。

b 近世において形成された本・分家関係

中世の在家役屋体制が消滅した後の分家であるが、耕地保有の零細化を防ぐ目的で、とくに仙台藩では、分家を厳しく制限していた。また、新田面積も少ない。そこで、その例が稀な、本家から分与された土地や新開墾地に分家する、いわば本来の意味での分家（b-1タイプ）と、分家とは言っても、一度絶家している屋敷・耕地を、散田前¹⁹の手続きを経て踏襲する形での分家（b-2タイプ）とに分けて考察を進めた。

b-1タイプ、平野部においてこのタイプが認められるのは、わずかに次の2例のみである。

まず、字大歩には、明治期に3軒の阿部家、すなわち瀧ノ上屋敷阿部繁蔵家（寛永の瀧ノ上屋敷新百姓孫惣の家系）、大歩屋敷阿部弥次右エ門家（寛永の大歩屋敷平八の家系）、それに大歩屋敷阿部弥七家の3軒が居住していた。このうち、前述のごとく、瀧ノ上屋敷阿部繁蔵家は、大歩屋敷阿部弥次右エ門家からの古い分家で、屋敷はかなり離れている。ところで、第三番田の大歩屋敷阿部弥七家も、幕末における本家阿部弥次右エ門家からの分家であり、本家と同じ屋敷名「大歩」を冠している。ただし、筆者の過去帳の分析によれば、安永の頃にも大歩屋敷の名で、本家とは別の家系が一本存在しており、それが絶えた後に、改めて分家を出したものである。つまり、安永以前にも本家と同じ大歩屋敷名を冠した別の分家が存在していたことになる。

次に明治期の字山田には、共通の屋敷名「上田中屋敷」を冠した3軒の松平家が、居を構えていた。すなわち、本家筋の上田中屋敷松平喜右エ門家（寛永の上田中屋敷孫惣の家系、過去帳からも天明2年没の仁右エ門妻まで遡及可能）の他、上田中屋敷松平与右エ門家（元禄7年没の与兵衛まで遡及可能）

と、上田中屋敷松代与三郎家（天明4年没の与次右エ門弟まで遡及可能）との3軒である。過去帳の没年からわかるように、後二者は本家松平喜右エ門家からの、近世における分家であるが、本家と同じ屋敷名を冠していることが注目される（第1図の「字山田」を参照）。

上述の2例いずれも、明治期における分家の所有地積は、寛永名請人の家系である本家筋の、1/2～1/3程度である。また、分家の屋敷位置も、本家の下手に当たる東または東南方向に、本家に近接している。同じ屋敷名を冠しているとは言え、所有耕地の面積や屋敷地の大きさや位置などの点において、相互がほぼ対等な関係にあった前章における諸事例とは、かなり違ったものになっている。上述の2例は、我が国において近世期にみられた一般的な本・分家関係である。

b-2タイプでは、絶えた家の屋敷名が継承されることになる。したがって、分家の屋敷名が本家と異なっておれば、絶えた家も、同族的紐帯の存否には関わらず、本家筋とは別の在家であったことになる。逆に、分家の屋敷名が本家と同じであれば、絶えた家も本家からの分家であり、中世にあっては本家と連合して一個の在家を構成していたことになる。

前者に該当するものとして、たとえば字水沢野の西向屋敷小原平吉家は、同じ字内にある本家の水沢野屋敷小原平左エ門家（寛永の水沢野屋敷平左エ門の家系）からの、近世期における分家である（第1図の左下部分参照）。ところがこの場合は、西向屋敷に安永の頃まで存在していた別の家系が絶えた跡の、屋敷と耕地を継承して分家したものである。中世にまで遡及しうるのであれば、一つの字に複数の在家、すなわち、水沢野在家と西向在家とが居住していたことになる（第1章におけるHタイプの居住様式）。

同様な事例は、字立石野における横枕屋敷佐藤勇治家と同字の北銭倉屋敷佐藤勇作家（寛永の北銭倉屋敷与市郎の家系が絶えた跡に横枕屋敷佐藤家から分家をして屋敷・耕地を継承したもの）との関係や、字真田木における東田元屋敷阿倍留五郎家（寛永の東田元屋敷平左エ門の家系）と同字のニツ屋敷阿倍今朝治家（寛永のニツ屋敷与右エ門の家系が安永の頃に絶えた跡に、東田元屋敷阿倍家から分家したものの）、などに求められる（第1図上部参照）。

これらの諸事例の保有耕地の復原も、一つの字に居を構えていた小規模な在家群の景観を示してくれる。本来が散田前の手続きを経ているので、分家の

距離には関係ないはずのものが、上述3例は同じ字にとどまっていることが注目される。ただし、分家が本家と同じ屋敷名を冠する場合、または別の屋敷名を冠する場合、いずれにおいてもb-2タイプの本・分家関係の復原には煩雑な手続きが必要なため、他日の検討を期したい。

IV 結 び

本稿では、胆沢扇状地における散居集落の成立に関して、近世初頭における名請人の保有耕地の復原と、屋敷名の分析に基づき考察を加えた。近世初頭における名請人の土地保有状態は、中世後期の「在家」の土地保有形態を示すものであり、また、寛永検地帳の名請人の右脇に付記されている屋敷名こそは、中世に起源する在家の名称に他ならないからである。

まず、今日ではその景観も消失したが、明治初頭の字限絵図にみる「字」とは、用排水路や小道に囲まれた細長い生産・生活の空間であった。このような網状の小用排水路の発達こそ、散居集落成立の直接的要因と言えよう。すなわち、近世初頭における名請人の屋敷名および屋敷位置と字との関係をみれば、一つの字に1~2の寛永名請人が居を構えていたケースが大部分である。複数の名請人が居住していた場合でも、屋敷は離れ、保有耕地の錯圃もなかった。複数の名請人が居住していた事例で、家系を寛永まで迎えることができるのは、字大歩と字前田の2人ずつの名請人である。これらの2名請人間には同族関係（本・分家関係）があった。ただし、その同族的紐帯はほとんど消滅している。また、家系を寛永まで迎えることはできなくても、複数の寛永名請人が一つの字に居住したすべてについて、その屋敷名は異なっている。同一の字でも、別個の在家であったことがわかる。

屋敷地内の「サエンバタケ」（菜園畑）を除けば、これら名請人の屋敷地周辺の主要な耕地はすべて水田である。北および西方向に居久根（屋敷林）を有する孤立屋敷に居住し、水田耕作を核とした農業経営に従事した在家（田在家）の姿は、今日の散居景観からも想起される。

これら名請人の経営規模に関して、通常の家族構成下で手作り可能な標準面積は1.5町（1.5ha）程度であった。したがって、これの2倍を超える3町以上の規模の名請人には、それとは異なる土地保有構造があったと考えられる。中世の在家にしばしば見られた「散り懸り形態（近世の小作に相当）」状

態を持っていたと考えられる惣之町屋敷兵庫などの名請人を除けば、いずれも、本家の屋敷地に隣接または近接して、同じ屋敷名を持つ1~2の古い分家の屋敷が存在している。一見、近世に生まれた分家のように見えるが、屋敷地積の復原作業を通して、それらの屋敷地が寛永検地当時から存在していたことがわかる。すなわち、2~3の経営体（農家）から成る小同族集団が1在家を構成しており、いわば「ゆるやかな経営体の連合」を構成していた。これが近世には、1名請人と扱われた。

ところで、1在家（名請人）が、2つの経営体（農家）から成っていた場合、名請人の屋敷地を含めた保有地の貫文高が、2軒の農家により折半されている形態が、しばしばみられる。繁雑な在家諸役の均等な負担²⁰に際して、保有貫文高の折半の形で対処したためである。字金入道の2軒がその典型を示しているように、屋敷地や耕地の地積、耕地の分散度からみても2軒に差は無く、ほぼ対等な関係にあった2軒が、1在家を構成していたことがわかる。

寛永検地帳名請人に付せられている屋敷名は、中世の在家名を示しているが、近世を通して、その屋敷地名称（地名）として継承されている。したがって、当地域のように近世において絶家が頻発した地域にも、散田前¹⁸の手続きを経た新しい居住者によって屋敷名は継承されている。近世に生まれた分家であっても、分家が本家とは異なる屋敷名を称しているケースが大半なのは、このためである。しかし、このようにして近世にも維持されてきた多彩な屋敷名からは、本来そこに居住していた中世の在家の姿が想起される。すなわち、1.5町前後の規模の在家が、先述のIまたはIIの居住形態を採って展開している姿である。

大半を占める近世における上記のような分家形態（絶家後の屋敷や耕地を踏襲）とは異なり、新しく開墾した土地または本家から分与された土地に分家するという、本来の形の分家も、僅かではあるが存在している。この場合には、勿論本家と同じ字内において、本家に近接した位置に分家し、分家が本家と同じ屋敷名を冠している点がとくに注目される。当然、遡って中世にあっても、本家に近接した位置の分家は、本家と同じ屋敷名を冠したと考えられる。したがって、上述一連の、3町前後の規模の1在家（1名請人）が複数の経営体（農家）から成立していた場合も、それらは同族関係にあったことがわかる。なお、明治以降は、分家が本家と同じ屋敷名を称する慣行は、消滅している。

以上のように、用排水系や小道に囲まれた一つの字に、同族的紐帯の欠如した1～2戸の在家が居を構える景観は、中世以来存在し、近世に在家の名称が屋敷名に転化しても、そのまま継続した。分家の派生も、その多くは、本家の屋敷の近隣に1～2分家し、中世においては本家と一体となって1在家を、近世にあつては「ゆるやかな経営体の連合」を構成する、という形態であつた。かかる条件においては、強固な同族的紐帯の成立をみることはできなかった。

東日本における集居村落は、いくつかの同族集団²¹から構成されているのが一般であり、かつて惣村に移行する前の西日本の村落も、そうであつたと考えられる。これに対して、散居村落においては、その成立当初から、同族的紐帯が欠如している。これこそ散居の本質と言えよう。

かかる居住形態を採る理由は、上述の網状水路の発達であるが、述説的には、このような居住形態を採ってまで、保有水田を屋敷周辺に集中させざるを得なかつたからである。1.5町もの犁耕さえも阻む狭小²²な水田の耕作を営々と続けてゆくため、西日本に比しても一層労働集約的なものにならざるを得なかつた。すなわち、灌漑用水網の発達により、取水期間の制限は少ない。そこで、耕起から収穫に至るまでの各段階の農作業を、より長期化させることにより、広い面積の耕作²³が可能であつた。かかる条件下においては、屋敷と同じ字内に主要な水田を置き、なるべく屋敷周辺の農地を経営できる居住形態は不可避であつた。河川灌漑を主とする東北日本の平野部において、散居村落や小村落が卓越する理由と考えられよう。

筆者は、小村落や散居村落が卓越する東日本においては、在家は、古典的在家→田在家という発展コースを採つたのではなく、開発当初から在家農民による耕地（大半は水田）に対する保有権は確立していた、と考えている。すなわち、著名な「骨寺村在家坪付絵図」²⁴が示している中世後期における田在家の状態は、耕地開発期の村落成立当初から存在していた、と筆者は考えている。このような完結した農業生産空間の居住様式を採る限り、「結」²⁵、「手間替り」などの労働力面²⁶を除けば、灌漑水利規制などの強固な地縁的結合をみることもなかつた。

(謝辞)

本稿を作成するに当たり、親しくご指導下さった元立命館大学総長の谷岡武雄先生に、厚くお礼申し上げます。

地元、胆沢町の安倍庄吉氏、坂野勝雄氏、中目誠氏をはじめ、再三の町民大学において発表の機会を与え、励まして下さつた胆沢町教育委員会などの、関係各位に対しては、改めて深甚の謝意を表します。

計算や図表の作成を手伝って下さつた新潟大学教育人間科学部人文地理学4年次学生に対してもお礼申し上げます。

(注)

- 1) 岡村光展「胆沢扇状地における近世の散居村落」, 人文地理43-4, 1991, 1-23頁。
- 2) 岡村光展「胆沢扇状地低位段丘面の開発と、近世の散居村落」, 新潟大学教育学部紀要, 人文社会科学編33-2, 1992, 149-158頁。
- 3) 岡村光展「大井川扇状地における近世散居村落」, 人文地理25-3, 1973, 1-31頁。
- 4) 谷岡武雄「大井川扇状地における散居村落・その起源と集落型の継承に関する若干の考察」, 史林56-3, 1973。同『歴史地理学』古今書院, 1979に所収, 195-232頁。
- 5) 岡村光展「近世越後農村における同族集団マキの復元的研究」, 人文地理34-4, 1982, 56-74頁。同「越後における近世初期の農村集落」, 立命館大学文学部地理学教室・同地理学同校友会共編『地表空間の組織』, 1981, 所収296-303頁。
- 6) 島田次郎『日本中世の領主制と村落(下)』, 吉川弘文館, 1986, 370-401頁。また、同氏による撰津・垂水荘の研究は、歴史学における中世村落研究の代表例とも言える。同『吹田市史・1巻』, 吹田市史編纂委員会, 1990, 318-446頁。
- 7) 菅田慶恩『東国在家の研究』, 法政大学出版局, 1977, 393頁。
- 8) Niemeier, G., 'Gewannfluren, ihre Gliederung und die Eschkerntheorie', Petermanns Mitteilungen, Gotha, 1938, pp.57-44
- 9) Krenzlin, A. and Reusch, L., 'Die Entstehung der Gewannflur nach Untersuchungen im nordlichen Unterfranken', Frankfurter Geographische Hefte, 35/1, Frankfurt/Main, 1961
- 10) 水沢市の法務局に所蔵されていた。字界は、ほとんどが小用排水路または、小道である。とくに、東西方向の字界は、用排水路であることが多い。
- 11) 前掲7), 258-332頁。
小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』, 東

- 京大学出版会, 1978, 179-182頁。
- 12) 中世の土地台帳は勿論, 近世の検地帳に関しても, 条里型土地割残存地域などの特殊な事例を除けば, 実際の耕地・屋敷の面積とに差が有る場合が多い。寛永年間に作成された仙台藩の検地帳も, 実際は屋敷名ごとの名寄形式であり, 正式の形式の検地帳は未発見である。
- 13) 岩手県立図書館蔵
- 14) 岩手県胆沢町 胆沢町史編纂室蔵
- 15) 筆者は, その複写版を, 胆沢町史編纂室において閲覧させて頂いた。
- 16) 岩手県立農業博物館の資料によれば, 明治初頭において, 東日本や東北地方では犁は使用されていなかった。筆者の調査においても, 新潟県佐渡, 山形県, 宮城県, 岩手県等において犁が使用されるようになるのは, 明治期の抱持立犁かかえもつたてすきや短床犁になってからである。これに対して, 畿内先進地域や西日本においては, 近世もしくはそれ以前から長床犁が使用されていたことは, 文献上の考証, 民俗学的資料(近世の農耕絵馬), 考古学的調査等により, 定説化している。
- 17) 村松繁樹『日本集落地理の研究』, ミネルヴァ書房, 1962, 311-325頁。高木幹雄「散村の成立と機能」, 人文地理10-4, 1958, 32-44頁。その他の先学の調査研究においても, 中世に生じた本・分家関係は勿論, 近世においても, 散居地域は藩政村の面積が広大なため, これのどの範囲までかは論及していない。
- 18) 前掲1), 2)。筆者は, 主に過去帳の分析によって家系の復原に努めたが, その後, 胆沢町教育委員会においても調査が試みられ, 転出・絶家が多発した中であっても, より正確に家系が判明するようになった。
- 19) 耕作者のいなくなった無主の田地に対して, 租額を入札させて預け作らせるもの。
- 20) 前掲7), 155-158頁。
- 21) 有賀喜左衛門きざえもんが日本の村落類型を大きく, 同族団型(東日本)と講組型(西日本)に区分したのが端緒。その後, 福武直は前者が古く, 後者はより新しい類型とした。この考えは, 今日においても概ね支持されている。西日本の村落構造を, 「崩壊時のマキ」と呼ぶこともある。
- 有賀喜左衛門著作集X『同族と村落』, 未来社, 2001, 同V『村の生活組織』, 未来社, 2001など。
- 福武直, 日本村落の社会構造, 東京大学出版会, 1969, など。
- 22) 前注15), 字限り絵図に記されている田・畑の区画線は, 大畦畔であり, 各筆とも, 小畦畔で区切られた数枚~十数枚の狭小農地から構成されている。したがって, 実際の水田一枚は, 1~2畝(1~2a)の広さしかなく, 弥生水田の10倍程度であり, 犁による耕起が可能な状態ではない。畦畔の面積比を高くするのは, 冷水対策でもあり, 陸羽132号などの耐寒性品種の普及までは, 不可避であった側面もある。これに対して, 西日本においては, 草戸千軒遺跡からの犁先の発見(広島県立歴史博物館に展示)や, 豊中市の小曾根遺跡での犁耕跡など, 中世に犁耕(長床犁)が行われていたことは考古学上も確認されている。前注16)
- 23) 犁を用いない鍬だけの人力による耕起(田打ち)は三番田打ちまで必要である。田打ちの1人あたり1日の基本的仕事量は, 約200坪(0.66反)であるから, 1町(1ha)の田の耕起には, 1人では約28日を必要とする。代掻きも同約11日。畜力耕を行わなければ, 田植え・除草以前の段階でも膨大な労働力が必要である(青森県・中里村立博物館, 1999年度企画展資料)。
- 24) 今日では西日本との差もほとんど無いが, かつては冷涼な気候や冷水のために, 東北地方における水田の反収は西日本よりも低く, 生産量を面積でカバーするために一戸当たりの水田経営面積は西日本よりも大であった。岩手県南部においてさえ, 明治20年の反収は約160kg(1.01石)で, 全国平均の230kg(1.53石)よりも, はるかに低かった。
- 25) 前掲7), 122-126頁。一関市立博物館『同館常設展示図録』20-21頁, 1997。豊田武編『東の歴史・上』470頁, 1979。吉川弘文館。これらの他にも, 中世後期における田在家の状況を伝えるものとして, 同絵図を利用した研究は多い。絵図は, 現在の一関市本寺地区ほんでらに比定される。
- 26) 筆者が担当した野外実習活動によっても, 胆沢町の南都田地区において, 農業の機械化が進む以前には, 「ヨイッコ」・「ヨイ」(結)が存在していたことがわかる。白井孝一・野崎真二・山崎浩志「胆沢町低位段丘上集落における農業経営」(新潟大学教育学部地理学岡村研究室調査報告書『胆沢扇状地III』, 1986), 33頁。